

第 38 号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 1 日提出

中間市長 松下 俊男



中間市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同項ただし書中「定め」を「規定」に改める。

第5条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項各号列記以外の部分中「もの」を「とき」に改め、同項第1号中「取り扱い」を「取扱い」に、「もの」を「とき。」に改め、同項第2号中「住民で」の次に「あって」を、「もの」の次に「から、当該目的のために請求があったとき。」を加え、同項第6号中「規定する」を「定める」に、「認めたもの」を「認めたとき。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 戸籍について、無料で証明を行うことができる旨を規定する法律のうち規則で定めるものにより証明を行ったときは、手数料を徴収しない。

第6条中「、手数料」を「手数料」に、「に処する」を「を科する」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1（第2条関係）

（1）戸籍

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 戸籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
2 除かれた戸籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750円
3 戸籍に記載した	戸籍法第10条第1項、第10条の2第	証明事項1件につ	350円

事項に関する証明書 の交付手数料	1 項から第 5 項まで又は第126条の 規定に基づく戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付	き	
4 除かれた戸籍に 記載した事項に関す る証明書の交付手数 料	戸籍法第12条の2において準用する 同法第10条第1項若しくは第10条の 2第1項から第5項までの規定又は 同法第126条の規定に基づく除かれ た戸籍に記載した事項に関する証明 書の交付	証明事項1件につ き	450円
5 届出若しくは申 請の受理又は届書そ の他の書類の記載事 項証明書の交付手数 料	戸籍法第48条第1項（同法第117条 において準用する場合を含む。）の 規定に基づく届出若しくは申請の受 理の証明書の交付又は同法第48条第 2項（同法第117条において準用す る場合を含む。）若しくは第126条 の規定に基づく届書その他市長の受 理した書類に記載した事項の証明書 の交付	1 通につき 婚姻、離婚、養子 縁組、養子離縁又 は認知の届出の受 理について、請求 により法務省令で 定める様式による 上質紙を用いる場 合にあっては、1 通につき	350円 1,400円
6 届書その他市長 の受理した書類の閲 覧手数料	戸籍法第48条第2項（同法第117条 において準用する場合を含む。）の 規定に基づく届書その他市長の受理 した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき	350円
7 身分に関する証 明書の交付手数料		1 通につき	300円
8 不在籍証明書の 交付手数料		1 通につき	300円
9 その他の証明書 の交付手数料		1 通につき	300円

(2) 住民

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の 額
1 住民票の写しの 交付手数料	住民基本台帳法（昭和42年法律第81 号）第12条第1項若しくは第12条の 3第1項、第2項若しくは第8項の 規定に基づく磁気ディスクをもって 調製された住民票に記録されている 事項を記載した書類の交付又は当該	1 通につき	300円

	事項に関する証明書の交付		
2 広域交付住民票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しで同法第7条第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の記載を省略したものの交付	1通につき	300円
3 住民基本台帳の閲覧手数料	住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された住民票により作成された住民基本台帳に記録されている事項のうち同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した書類を閲覧に供する事務	1件につき	300円
4 戸籍の附票の謄抄本の交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円
5 住民基本台帳カードの交付手数料	住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの	1件につき	500円
6 住民基本台帳カードの再交付手数料	交付、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の17第1項の規定に基づく同カードの再交付又は同令第30条の18第1項の規定に基づく同カードの有効期間内の新たな交付	1件につき	500円
7 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付	1件につき	500円
8 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1通につき	300円
9 不在住証明書の		1通につき	300円

交付手数料			
10 その他の証明書の交付手数料		1 通につき	300円

(3) 印鑑

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 印鑑登録証明書の交付手数料	中間市印鑑登録条例（昭和52年中間市条例第16号）第13条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	1 通につき	300円
2 印鑑の再登録に係る印鑑登録証の再交付手数料	中間市印鑑登録条例第7条第2項の規定に基づく印鑑登録証の再交付	1 件につき	400円

(4) 自動車臨時運行

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
自動車臨時運行許可審査手数料	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	1 両につき	750円

(5) 税

手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 市税及び公課に関する証明手数料	1 件につき	300円
2 資産に関する証明手数料	1 件につき	300円
3 住宅用家屋証明手数料	1 件につき	1,300円
4 土地課税台帳の閲覧手数料	1 件につき	300円
5 家屋課税台帳の閲覧手数料	1 件につき	300円
6 地籍図の閲覧手数料	1 件につき	300円
7 地籍図の写しの交付手数料	1 件につき	B 4 300円 A 3 400円 A 1 600円

備考 資産に関する証明については、土地又は家屋が1筆又は1棟増すごとに30円を加算する。

(6) 狂犬病予防又は鳥獣飼養

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 犬の登録手数料	狂犬病予防法（昭和25年法律第247	1 頭につき	3,000円

	号) 第4条第2項の規定に基づく犬の登録		
2 犬の鑑札の再交付手数料	狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円
3 狂犬病予防注射済票交付手数料	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円
4 狂犬病予防注射済票再交付手数料	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円
5 鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件につき	3,400円
6 動物の飼養又は収容の許可申請手数料	化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	1件につき	8,000円

(7) 優良宅地造成

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 優良宅地認定申請手数料	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	1件につき	86,000円
2 優良住宅認定申請手数料	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第31条の2第2項第11号ニ又は第63条第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	1件につき 6,200円
		新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以上のとき	1件につき 8,600円

	するものであることについての認定の申請に対する審査	方メートルを 超え500平方メ ートル以下の とき		
		新築住宅の床 面積の合計が 500平方メー トルを超え 2,000平方メ ートル以下の とき	1 件につ き	13,000円
		新築住宅の床 面積の合計が 2,000平方メ ートルを超え 10,000平方 メートル以下 のとき	1 件につ き	35,000円
		新築住宅の床 面積の合計が 10,000平方 メートルを超 えるとき	1 件につ き	43,000円

(8) 道路台帳図

手数料を徴収する事務	単位	手数料の額	
道路台帳図の写しの交付手数料	1 枚につき	A 3	400円
		A 2	500円
		A 1	600円

(9) 下水道

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 責任技術者の登録手数料	中間市下水道条例（平成10年中間市条例第10号）第6条に規定する責任技術者の登録若しくは更新又は責任技術者証の再交付	1 件につき	2,000円
2 責任技術者の登録更新手数料		1 件につき	1,000円
3 責任技術者証再交付手数料		1 件につき	1,000円
4 指定工事店の指定手数料	中間市下水道条例第6条に規定する指定工事店の指定若しくは継続の指定又は指定工事店証の再交付	1 件につき	10,000円
5 指定工事店継続の指定手数料		1 件につき	5,000円
6 指定工事店証再		1 件につき	1,000円



交付手数料			
-------	--	--	--

第2条 中間市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表1(2)住民中

「

5 住民基本台帳カードの交付手数料	住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳	1件につき	500円
6 住民基本台帳カードの再交付手数料	カードの交付、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の17第1項の規定に基づく同カードの再交付又は同令第30条の18第1項の規定に基づく同カードの有効期間内の新たな交付	1件につき	500円
7 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付	1件につき	500円
8 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1通につき	300円
9 不在住証明書の交付手数料		1通につき	300円
10 その他の証明書の交付手数料		1件につき	300円

を

「

5 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令	1件につき	500円
------------------	---	-------	------

」

	第85号) 第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付		
6 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	1件につき	800円
7 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1通につき	300円
8 不在住証明書の交付手数料		1通につき	300円
9 その他の証明書の交付手数料		1件につき	300円

に

」

改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表1の改正規定 平成27年10月5日
- (2) 第2条の規定 平成28年1月1日

(第1条関係)

中間市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(徴収の時期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 既に徴収した手数料は、<u>還付しない</u>。ただし、申請事項の不明、法令の<u>規定</u>その他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれかに該当するときは</u>、手数料を減免することができる。</p> <p>(1) 法令の規定により、<u>無料で取扱いをしなければならないとき</u>。</p> <p>(2) 本市の住民で<u>あつて、公費の援助又は扶助を受けるために必要なものから、当該目的のために請求があつたとき</u>。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に<u>定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき</u>。</p> <p>2 <u>戸籍について、無料で証明を行うことができる旨を規定する法律のうち規則で定めるものにより証明を行ったときは、手数料を徴収しない</u>。</p>	<p>(徴収の時期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 既に徴収した手数料は<u>還付しない</u>。ただし、申請事項の不明、法令の<u>定め</u>その他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一に該当するものは</u>、手数料を減免することができる。</p> <p>(1) 法令の規定により、<u>無料で取り扱いをしなければならないもの</u>。</p> <p>(2) 本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に<u>規定するもののほか、市長が特に必要があると認められたもの</u>。</p> <p>2 <u>次に掲げる者に対して戸籍事項の証明をするときは、手数料を徴収しない</u>。</p> <p>(1) <u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第45条の規定に該当する者</u></p> <p>(2) <u>国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第32条の規定に該当する者</u></p>

	<p>(3) <u>私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第6条の規定に該当する者</u></p> <p>(4) <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第95条又は第172条の規定に該当する者</u></p> <p>(5) <u>農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）第78条の規定に該当する者</u></p> <p>(6) <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第114条の規定に該当する者</u></p> <p>(7) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第112条の規定に該当する者</u></p> <p>(8) <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）第104条の規定に該当する者</u></p> <p>(9) <u>中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第87条の規定に該当する者</u></p> <p>(10) <u>社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第26条の規定に該当する者</u></p> <p>(11) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第27条の規定に該当する者</u></p> <p>(12) <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の25の規定に該当する者</u></p> <p>(13) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第34条の規定に該当する者</u></p> <p>(14) <u>小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第30条の規定に該当する者</u></p> <p>(15) <u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第66条の規</u></p>
--	--

<p>(過料)</p> <p>第6条 詐欺その他不正の行為により<u>手数料</u>の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する</p>	<p>定に該当する者</p> <p>(16) <u>農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第78条の規定に該当する者</u></p> <p>(17) <u>公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第143条の規定に該当する者</u></p> <p>(18) <u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）第75条の規定に該当する者</u></p> <p>(19) <u>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第19条の規定に該当する者</u></p> <p>(20) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第48条の規定に該当する者</u></p> <p>(21) <u>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第26条の規定に該当する者</u></p> <p>(22) <u>石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第83条の規定に該当する者</u></p> <p>(23) <u>犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）第33条の規定に該当する者</u></p> <p>(24) <u>社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）第103条の規定に該当する者</u></p> <p>(25) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第136条の規定に該当する者</u></p> <p>(過料)</p> <p>第6条 詐欺その他不正の行為により、<u>手数料</u>の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当す</p>
---	---

金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

別表1 (第2条関係)

(1) 戸籍

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 戸籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付手数料	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
2 除かれた戸籍の謄抄本又は記録事項証明書の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの	1通につき	750円

る金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

別表1 (第2条関係)

手数料の名称	単位	手数料の額
戸籍の謄抄本	1通	450円
戸籍の記録事項証明書	1通	450円
除籍の謄抄本	1通	750円
除籍の記録事項証明書	1通	750円
戸籍に記載した事項の証明	1件	350円
除籍に記載した事項の証明	1件	450円
届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書	1通	350円
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書	1通	1,400円
戸籍に関する届書その他の書類の閲覧	1件	350円
住民票の写し	1通	300円
住民票の記載事項証明	1通	300円
戸籍附票の謄抄本	1通	300円
身元に関する証明	1通	300円
住民基本台帳の閲覧	1件	300円
印鑑登録証明書	1通	300円
印鑑の再登録に係る印鑑登録証	1件	400円

	規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付			埋・火葬に関する証明	1件	300円
3	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円	自動車の臨時運行許可	1両	750円
4	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円	住民基本台帳カード	1件	500円
5	届出若しく	戸籍法第48条第1項（同	1通につき 350円	住民基本台帳カードの再交付	1件	500円
				広域交付の住民票の写し	1通	300円
				その他の証明	1件	300円
				資産に関する証明	1件	300円
				所得に関する証明	1件	300円
				課税に関する証明	1件	300円
				納税に関する証明	1件	300円
				法人の営業に関する証明	1件	300円
				住宅用家屋証明	1件	1,300円
				土地、建物その他物件の被害に関する証明	1件	300円
				土地課税台帳の閲覧	1件	300円
				家屋課税台帳の閲覧	1件	300円
				地籍図の閲覧	1件	300円
					1枚	B 4 300円
				地籍図の写しの交付		A 3 400円
						A 1 600円
				鳥獣飼養許可証の交付・更新・再交付	1件	3,400円
				動物の飼養又は収容の許可申請	1件	8,000円
				犬の登録	1頭	3,000円
				狂犬病予防注射済票交付	1件	550円
				犬の鑑札の再交付	1件	1,600円
				狂犬病予防注射済票再交付	1件	340円

は申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書の交付手数料	法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき	1,400円	優良宅地造成認定申請	1件	86,000円
6 届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき	350円	優良住宅新築認定申請 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。	1件	6,200円
7 身分に関する証明書の交付手数料		1通につき	300円	100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。	1件	8,600円
8 不在籍証明書の交付手数料		1通につき	300円	500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。	1件	13,000円
9 その他の証明書の交付手数料		1通につき	300円	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。	1件	35,000円
				10,000平方メートルを超えるとき。	1件	43,000円
				道路台帳図の写しの交付	1枚	A3 400円 A2 500円 A1 600円
				中間市下水道条例(平成10年中間市条例第10号)第6条に規定する責任技術者(以下「責任技術者」という。)の登録	1件	2,000円
				責任技術者の登録更新	1件	1,000円
				責任技術者証再交付	1件	1,000円
				中間市下水道条例第6条に規定する指定工事店(以下「指定工事店」という。)の指定	1件	10,000円
				指定工事店継続の指定	1件	5,000円
				指定工事店証再交付	1件	1,000円



料			
---	--	--	--

(2) 住民

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 住民票の写しの交付手数料	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項若しくは第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類の交付又は当該事項に関する証明書の交付	1通につき	300円
2 広域交付住民票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しで同法第7条第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の記載を省略したものの交付	1通につき	300円
3 住民基本台帳の閲覧手数料	住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調	1件につき	300円

備考

- 1 土地、建物その他物件の被害に関する証明については1件、1筆若しくは1戸増すごとに30円を加算する。
- 2 固定資産（補充）課税台帳の登録事項に関する証明については、同一年度で同一所有者のものに限り、土地又は家屋が1筆又は1棟増すごとに30円を加算する。

	製された住民票により作成された住民基本台帳に記録されている事項のうち同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した書類を閲覧に供する事務		
4 戸籍の附票の謄抄本の交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円
5 住民基本台帳カードの交付手数料	住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき	500円
6 住民基本台帳カードの再交付手数料	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の17第1項の規定に基づく同カードの再交付又は同令第30条の18第1項の規定に基づく同カードの有効期間内の新たな交付	1件につき	500円
7 番号通知カ	行政手続における特定の	1件につき	500円

ードの再交付手数料	個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付		
8 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1 通につき	300円
9 不在住証明書の交付手数料		1 通につき	300円
10 その他の証明書の交付手数料		1 通につき	300円

(3) 印鑑

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 印鑑登録証明書の交付手数料	中間市印鑑登録条例（昭和52年中間市条例第16	1 通につき	300円

料	号) 第13条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付		
2 印鑑の再登録に係る印鑑登録証の再交付手数料	中間市印鑑登録条例第7条第2項の規定に基づく印鑑登録証の再交付	1件につき	400円

(4) 自動車臨時運行

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
自動車臨時運行許可審査手数料	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき	750円

(5) 税

手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 市税及び公課に関する証明手数料	1件につき	300円
2 資産に関する証明手数料	1件につき	300円

3 住宅用家屋証明手数料	1件につき		1,300円
4 土地課税台帳の閲覧手数料	1件につき		300円
5 家屋課税台帳の閲覧手数料	1件につき		300円
6 地籍図の閲覧手数料	1件につき		300円
7 地籍図の写しの交付手数料	1件につき	B 4	300円
		A 3	400円
		A 1	600円

備考 資産に関する証明については、土地又は家屋が1筆又は1棟増すごとに30円を加算する。

(6) 狂犬病予防又は鳥獣飼養

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 犬の登録手数料	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき	3,000円
2 犬の鑑札の再交付手数料	狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円

3 狂犬病予防注射済票交付手数料	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件につき	550円
4 狂犬病予防注射済票再交付手数料	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円
5 鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件につき	3,400円
6 動物の飼養又は収容の許可申請手数料	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	1件につき	8,000円

(7) 優良宅地造成

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 優良宅地認定申請手数料	租税特別措置法（昭和32年法律第	1件につき	86,000円

	26号) 第28条の4 第3項第7号イ又 は第63条第3項第 7号イに規定する 宅地の造成が優良 な宅地の供給に寄 与するものである ことについての認 定の申請に対する 審査				
2 優良住宅認 定申請手数料	租税特別措置法第 28条の4第3項第 7号ロ、第31条の 2第2項第11号ニ 又は第63条第3項 第7号ロに規定す る住宅の新築が優 良な住宅の供給に 寄与するものであ ることについての 認定の申請に対す る審査	新築住宅の 床面積の合 計が100平方 メートル以 下のとき	1件に つき	6,200 円	
		新築住宅の 床面積の合 計が100平方 メートルを 超え500平方 メートル以 下のとき	1件に つき	8,600 円	
	新築住宅の 床面積の合 計が500平方	1件に つき	13,000 円		

		メートルを 超え2,000平 方メートル 以下のとき		
		新築住宅の 床面積の合 計が2,000平 方メートル を 超 え 10,000 平 方 メートル以 下のとき	1 件に つき	35,000 円
		新築住宅の 床面積の合 計 が 10,000 平方メー トルを 超 える とき	1 件に つき	43,000 円

(8) 道路台帳図

手数料を徴収する事務	単位	手数料の額	
道路台帳図の写しの交付 手数料	1 枚につき	A 3	400円
		A 2	500円
		A 1	600円



(9) 下水道

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
1 責任技術者の登録手数料	中間市下水道条例（平成10年中間市条例第10号）	1件につき	2,000円
2 責任技術者の登録更新手数料	第6条に規定する責任技術者の登録若しくは更新又は責任技術者証の再交付	1件につき	1,000円
3 責任技術者証再交付手数料		1件につき	1,000円
4 指定工事店の指定手数料	中間市下水道条例第6条に規定する指定工事店の指定若しくは継続の指定又は指定工事店証の再交付	1件につき	10,000円
5 指定工事店継続の指定手数料		1件につき	5,000円
6 指定工事店証再交付手数料		1件につき	1,000円

(第2条関係)

中間市手数料条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表1 (第2条関係) (1) 戸籍 略  (2) 住民				別表1 (第2条関係) (1) 戸籍 略  (2) 住民			
5 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付	1件につき	500円	5 住民基本台帳カードの交付手数料	住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の17第1項の規定に基づく同カードの再交付又は同令第30条の18第1項の規定に基づく同カードの有効期間内の新たな交付	1件につき	500円
6 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワーク	1件につき	800円	6 住民基本台帳カードの再交付手数料	付、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の17第1項の規定に基づく同カードの再交付又は同令第30条の18第1項の規定に基づく同カードの有効期間内の新たな交付	1件につき	500円
				7 番号通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人	1件につき	500円

	システムによる特定個人情報 情報の提供等に関する省 令第28条第1項の規定に 基づく個人番号カードの 再交付		
7	住民票関係 記載事項証明書 の交付手数料	1通につき	300円
8	不在住証明 書の交付手数料	1通につき	300円
9	その他の証 明書の交付手 数料	1通につき	300円

	情報の提供等に関する省 令（平成26年総務省令第 85号）第11条第1項の規 定に基づく通知カードの 再交付		
8	住民票関係 記載事項証明書 の交付手数料	1通につき	300円
9	不在住証明 書の交付手数料	1通につき	300円
10	その他の証 明書の交付手 数料	1通につき	300円